

令和2年6月5日

居宅介護支援事業所 管理者 様
通所サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課
地域支援担当課長 丹田 智美

新型コロナウイルス感染症に係る

予防給付型通所サービス事業所・生活支援型通所サービス事業所における報酬請求の変更について

日頃より、本市の介護予防・生活支援サービス事業に御理解、御協力を賜わり御礼申し上げます。

令和2年4月9日付事務連絡「予防給付型通所サービス事業所・生活支援型通所サービス事業所が休業した場合の報酬請求について」において、休業した場合の報酬請求の取り扱いをお示ししておりましたが、現在の本市における新型コロナウイルス感染の第2波の影響を受け、下記の通り取り扱いを変更させていただきます。

記

1 【変更点】

休業した場合・休業しない場合にかかわらず、利用者に対して代替サービス（訪問または電話による安否確認、その両方を組み合わせた）を提供した場合は、包括月額報酬請求を可能とする。

2 【適用年月日】

令和2年6月1日

3 【適用期間】

当面の間

4 【注意点】

- (1) 代替サービス（訪問または電話による安否確認、その両方を組み合わせた）を提供する場合は、必ずケアマネジャーと協議し、利用者等の意向を確認した上で、実施してください。
- (2) 訪問や電話により確認した事項について、必ず記録を残してください。

5 【参考：前回の通知(令和2年4月9日付事務連絡)】

「包括月額報酬の予防給付型通所サービス、生活支援型通所サービスの報酬については、ケアマネジャーと協議し、利用者等の意向を確認した上で、代替サービス（訪問や電話による安否確認）を提供する休業の場合は、日割り計算を適用せず、包括月額報酬請求を認めることとします。その際には、訪問や電話により確認した事項について、必ず記録を残してください。」

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局地域福祉推進課
電話 582-2060 高野・黒田

参考：前回の通知

事務連絡
令和2年4月9日

居宅介護支援事業所
通所サービス事業所 管理者

北九州市保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課
地域支援担当課長 丹田 智美

予防給付型通所サービス事業所・生活支援型通所サービス事業所が
休業した場合の報酬請求について

日頃より、本市の介護予防・生活支援サービス事業に御理解、御協力を賜りお礼申し上げます。令和2年4月1日付けで、総合事業の実施要項の解釈及び留意事項において、下記のとおり日割り計算の適用要件を追加したところです。

(日割り計算の追加適用要件)

災害及び感染症蔓延等の不可抗力によるサービス事業所の閉鎖や休止によって、介護予防サービス計画の変更を余儀なくされた場合は、協議の上、日割り計算を適用することも可能である。

しかし、厚生労働省令和2年4月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第6報）」によれば、「休業要請による休業の場合や感染拡大防止の観点からの休業の場合において、電話による安否確認についても、介護報酬の算定が可能である」との解釈が示されました。

報酬の請求については、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分で、休業要請による休業は1日2回、感染拡大防止の観点からの休業は1日1回とし、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限としています。(厚生労働省令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）」参照)

以上のことから、包括月額報酬の予防給付型通所サービス、生活支援型通所サービスの報酬については、ケアマネジャーと協議し、利用者等の意向を確認した上で、代替サービス（訪問や電話による安否確認）を提供する休業の場合は日割り計算を適用せずに、包括月額報酬の請求を認めることとします。その際には、訪問や電話により確認した事項について、必ず記録を残してください。

【問い合わせ】

北九州市保健福祉局地域福祉推進課
電話 582-2060 小車・黒田